青梅市営共同利用工場条例（昭和57年４月１日条例第28号）

最終改正:令和２年３月26日条例第５号

改正内容:令和２年３月26日条例第５号 [令和３年５月１日]

○青梅市営共同利用工場条例

昭和57年４月１日条例第28号

改正

昭和57年10月１日条例第54号
平成４年３月31日条例第17号
平成12年３月10日条例第５号
平成16年３月10日条例第６号
平成21年10月６日条例第33号
平成22年３月30日条例第８号
平成25年３月29日条例第11号
令和２年３月26日条例第５号

青梅市営共同利用工場条例

（設置）

第１条　中小工業者に対して工場を賃貸することにより、住工混在の解消および産業の振興育成を図る目的をもつて、青梅市営共同利用工場（以下「市営工場」という。）を東京都青梅市今井３丁目４番地の15に設置する。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市営工場　青梅市が建設し、維持管理する工場およびその付帯施設をいう。

（２）　中小工業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者のうち、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に定める工場を営む会社または個人をいう。

（貸付施設）

第３条　市営工場（共用施設を除く。）は、これを区画し、作業室（作業場およびこれに付随する施設をいう。以下同じ。）として貸し付ける。

２　前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、受電用設備等の置場用地として、敷地の一部を貸し付けることができる。

（使用の許可）

第４条　市営工場を使用しようとする中小工業者は、青梅市長（以下「市長」という。）の許可を受けなければならない。

（使用の申込み）

第５条　市営工場の使用申込みは、１中小工業者につき１作業室とし、公募で行う。

２　公募の方法および手続は、市長が定める。

（申込者の資格）

第６条　市営工場の使用申込みをしようとする中小工業者（以下「申込者」という。）は、次の要件を満たすものでなければならない。

（１）　使用許可を受けた日から３月以内に操業を開始することができるものであること。

（２）　使用申込みの時点において、市税を滞納しているものでないこと。

（３）　公の秩序または善良の風俗に反する事業を行うものでないこと。

（４）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条各号に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益につながる活動を行うものでないこと。

（５）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものでないこと。

（６）　精神の機能の障害により市営工場の使用にかかる事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができないものでないこと。

（７）　現に市営工場の使用許可を受けていないものであること。

２　市長は、特に必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、申込者に必要な条件を付すことができる。

（使用者の選考）

第７条　市長は、前条に定める資格を有する申込者に市営工場を使用させることについて、青梅市工業振興対策審議会に諮問し、その答申を受けなければならない。

２　市長は前項の答申にもとづき、市営工場の使用者（以下「使用者」という。）を決定するものとする。この場合において、当該答申により使用が認められた申込者の数が使用されるべき作業室の数を超えるときは、抽せんによりこれを決定するものとする。

３　市長は、前項の抽せんによりがたい実情があると認めたときは、別に定める方法により使用者を決定することができる。

（公募等の例外）

第８条　市長は、次の各号の一に掲げる理由に該当する者に対しては、公募を行わないで使用者の決定をすることができる。

（１）　災害による工場の滅失

（２）　都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定にもとづく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第３条第４項もしくは第５項の規定にもとづく土地区画整理事業または都市再開発法（昭和44年法律第38号）にもとづく市街地再開発事業の執行に伴う工場の除却

（使用手続）

第９条　前２条の規定による決定にもとづく使用許可を受けた使用者は、遅滞なく次の手続をしなければならない。

（1） 別に定める資格を有する連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。
（2） 保証金として使用料3月分に相当する金額を納付すること。
2 市長は、使用者が前項各号に定める手続をしないときは、使用の許可を取り消すことができる。
3 使用者は、保証人が氏名、住所、職業その他保証人として弁済能力に影響のある事項に変更を生じたとき、または死亡したときは、速やかに市長に届け出るとともに、新たに必要な資格を有する保証人を立て、第1項第1号に規定する手続をしなければならない。
（使用期間）
第10条 市営工場の使用期間は、3年以内とする。
2 前項の使用期間は、更新することができる。
（使用料）
第11条 使用料は、月額とする。ただし、使用が1月に満たないときは、日割計算による。
2 使用料は、別表に定める額とする。
（使用料の変更等）
第12条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、使用料（保証金を含む。以下、本条において同じ。）を変更し、または前条および第14条（徴収猶予に関する部分を除く。）の規定にかかわらず使用料を別に定めることができる。
（1） 固定資産税評価額等の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき。
（2） 市営工場について改良を施したとき。
（使用料の徴収）
第13条 使用料は、市営工場の使用許可の日から徴収する。
2 市長は、特別の事情があると認めた場合は、前項の期日を別に指定することができる。
3 使用者は、毎月末日までにその月分の使用料を納付しなければならない。
4 使用者が第21条に規定する手続を経ないで無断で市営工場の使用をやめた場合は、市長がその事実を知り、使用者に対する使用許可を取り消した日までの使用料を徴収する。
（使用料の減免および徴収猶予）
第14条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては使用料を減免し、または使用料の徴収を猶予することができる。
（1） 地震、水災、火災等のため作業室を使用の目的に供し難いと認めるとき。
（2） 使用者の責めに帰すべき理由によらないで、引き続き10日以上作業室の全部または一部を使用することができないとき。
2 前項の使用料の減免の割合および減免の期間は、市長が実情に応じて定める。
3 第1項の使用料の徴収の猶予期間は、6月を超えることはできない。
（使用者の費用負担）
第15条 次の費用は、使用者の負担とする。
（1） 使用者の責めに帰すべき理由による修繕の費用
（2） 電気、上水道および下水道の使用料
（3） 廃棄物の処理等に要する費用
（4） 市営工場の使用および維持管理に要する費用のうち、市長の指定する費用
（5） 前各号のほか市長の指定する費用
（転貸の禁止）
第16条 使用者は、市営工場を転貸し、またはその使用権を譲渡することができない。
（使用権の承継）
第17条 市長は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等による包括的承継等相当の理由があり、市営工場の管理上支障がないと認めるときは、市営工場の使用権の承継を許可することができる。
（許可事項）
第18条 使用者は、次の各号の一に該当する場合は、市長の許可を受けなければならない。
（1） 作業室に間仕切等の造作を設置し、または変更しようとするとき。
（2） 作業室の屋外に看板、広告板、標識その他を設置し、または変更しようとするとき。
（3） 契約電力を増加しようとするとき。
（4） 前3号のほか、市長が許可を受けさせることが必要と認め、指示した事項
（使用者の保管義務）
第19条 使用者は、作業室または共用施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。
2 使用者は、作業室を自らが業として行う物の製造、加工等のための作業以外の用途に供してはならない。
3 前2項のほか、使用者は次の行為をしてはならない。
（1） 市営工場の建物本体を改造し、または施設設備を滅失き損し、もしくはき損するおそれのある行為をすること。
（2） 専用および共用部分以外の部分を使用し、または共用部分を専用すること。
（3） 市営工場の他の使用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
4 使用者は、自らの責めに帰すべき理由により、市営工場を滅失き損したときは、これを速やかに原状回復し、またはこれに要する費用を賠償しなければならない。
（届出事項）
第20条 使用者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。
（1） 事業内容を変更しようとするとき。
（2） 住所を変更したとき。
（3） 氏名または名称の変更および法人にあつては代表者にかかる変更が生じたとき。
（市営工場の返還）

第21条　使用者は、使用期間の満了前に市営工場を返還しようとするときは、返還しようとする日の3月前までに、使用解除の予告通知をし、使用期間の満了前に市営工場の点検を受けなければならない。
2　使用者は、前項の通知に代えて、3月分の使用料相当額を納入して、即時に返還することができる。
3　返還に際しては、使用者は作業室等に設置した造作物等があるときはこれを撤去し、作業室等を原状回復しなければならない。
4　前項の撤去および原形回復に要する費用は、使用者の負担とする。

（保証金の還付）

第22条　保証金は、市営工場返還の際、これを還付する。ただし、未納の使用料または賠償金があるときは、還付する保証金から控除する。
2　保証金の額が未納の使用料または賠償金に足りない場合は、使用者はただちにその不足額を納付しなければならない。
3　保証金には、利子をつけない。

（明渡請求）

第23条　使用者が次の各号の一に該当する場合、市長は市営工場の使用許可を取り消し、明渡しを請求することができる。
（1）第6条第1項各号に掲げる申込者の資格要件を欠くに至つたとき。
（2）不正の行為により使用許可を受けたとき。
（3）使用料を3月分以上滞納したとき。
（4）市営工場を1月以上使用しないとき。
（5）市営工場を故意または重大な過失により滅失き損したとき。
（6）犯罪その他著しく信用を損なう事実があつたとき。
（7）この条例またはこれにもとづく市長の指示に違反したとき。
（8）前各号のほか、市長が市営工場の管理上必要があると認めたとき。
2　市長は、前項の規定により明渡しを請求するときは、明渡しの期日を指定するものとする。
3　第1項の規定により明渡しの請求を受けた使用者は、前項の指定期日までに市営工場を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は市に対し損害賠償その他の請求をすることができない。
4　使用者は、市営工場の使用許可を取り消された日までの使用料および同日から明渡しの日までの使用料に相当する額の損害金を納付する義務を免れることができない。

（使用の終了）

第24条　天災地変その他不可抗力によつて市営工場の全部または一部が滅失し、もしくはき損して市営工場の使用が不能となつた場合は、市営工場の使用は終了するものとする。

（損害金）

第25条　契約期間の満了、第21条による返還または第23条による明渡請求により、使用者が明け渡すべき日までに市営工場を明け渡さないときは、市営工場を明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの使用料相当額の倍額の損害金を徴収する。

（作業室への立入り）

第26条　市長は、市営工場の管理上必要があるときは、使用者に事前に通知して、作業室に職員等を立ち入らせ、適宜の措置を講ずることができる。ただし、非常の場合等事前に使用者に通知することができないときは、事後速やかに使用者に報告するものとする。
2　前項の立入りおよび措置に対し、使用者は協力しなければならない。
3　第1項の規定により、職員等が作業室に立ち入る場合、職員等はその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

（免責）

第27条　地震、水災、火災等の災害および盗難等により使用者が受けた損害に対しては、市長は、その責めを負わない。

（その他必要な事項）

第28条　この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条および第6条の規定は、昭和56年5月15日から適用する。

（不況対策特別期間における使用料の特例）

2　第11条第2項の規定にかかわらず、平成22年4月から平成23年3月までの間の使用料の月額については、別表中「58,500」とあるのは「45,150」と、「117,000」とあるのは「90,300」と、「175,500」とあるのは「135,450」と読み替えて同表の規定を適用する。

付　則（昭和57年10月1日条例第54号）

この条例は、昭和57年12月1日から施行する。

付　則（平成4年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1　この条例は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の青梅市営共同利用工場条例別表の規定の適用については、平成4年7月分から平成5年3月分までの使用料に限り73,500円とあるのは63,000円と、147,000円とあるのは126,000円と、220,500円とあるのは189,000円とし、平成5年度分の使用料に限り73,500円とあるのは67,500円と、147,000円とあるのは135,000円と、220,500円とあるのは202,500円とする。

付　則（平成12年3月10日条例第5号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

付　則（平成16年3月10日条例第6号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付　則（平成21年10月6日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市営共同利用工場条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

付　則（平成22年3月30日条例第8号）

（施行期日）

1　この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の青梅市営共同利用工場条例の規定は、平成22年4月以後の月分の使用料について適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

付　則（平成25年3月29日条例第11号）

（施行期日）

1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の別表の規定は、平成25年4月以後の月分の使用料について適用し、同年3月分までの使用料については、なお従前の例による。

付　則（令和2年3月26日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

作業室の区分	使用料
作業室の面積が49.5平方メートルのもの	円 52,500
作業室の面積が99.0平方メートルのもの	105,000
作業室の面積が148.5平方メートルのもの	157,500